平成16年3月26日 広捜三第292号警察本部長

改正 平成28年1月広総務第98号

令和元年11月18日 各部長・参事官 各所属長

質屋、古物商等に対する報賞については、広島県質屋、古物商等報賞要綱により運用してきたところであるが、このたび、この要綱を改めて別添のとおり制定し、平成16年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、質屋、古物商等報賞制の改正について(昭和44年3月31日付け広捜三第267号)は、平成16年3月31日限り廃止する。

別添

広島県質屋, 古物商等報償要綱

第1 目的

この要綱は、強盗、窃盗等の事件について警察官に捜査の端緒を提供するなど犯人の検挙及び被害品の迅速な回復に協力した質屋、古物商等の功労に対して報償を行うことにより、警察に対する協力意欲を喚起し、捜査の効率化を図るとともに犯罪の予防に資することを目的とする。

第2 適用範囲

報償の対象者は、県内における次の事業者とする。ただし、必要がある場合は、県外の事業者に対しても報償することができる。

- (1) 質屋
- (2) 古物商
- (3) 金属屑業者

第3 報償の基準

- 1 報償の基準は別表のとおりとし、別表の等級の区分に応じ、基準額の欄に定める額を交付するものとする。
- 2 対象者が受けた損失の額が前1の基準額を超える場合は、前1の規定にかかわらず、その超えた額に当該基準額の右欄に定める加算額の率を乗じて得た額と当該基準額を合算した額を交付するものとする。ただし、その合算額が3万円を超えるときは、3万円とする。

第4 報償の上申

- 1 警察署長(以下「署長」という。)は、報償の基準に該当する事案があると認めたときは、当該事案の調査を行い、速やかに、別記様式第1号の報償上申書により刑事部捜査第三課長(以下「捜査第三課長」という。)に上申するものとする。
- 2 報償の上申は、被報償者が他の警察署管内における事業者であっても協力を受けた警察署において手続を行うものとする。

第5 報償の審査,決定等

- 1 捜査第三課長は、署長から上申があった報償について等級及び金額を決定するものとする。
- 2 捜査第三課長は、等級及び金額を決定したときは、別記様式第2号の報償通知書により署長に通知するものとする。
- 3 署長は、前2の通知を受けたときは、速やかに、被報償者に通知するとともに、口座振替依頼 書を徴して、これを捜査第三課長に進達するものとする。

第6 報償金の交付

報償金は, 口座振替の方法によって交付するものとする。

第7 報償の事務

- 1 この要綱による報償の事務は、警察本部においては刑事部捜査第三課(以下「捜査第三課」という。)が、また、警察署においては窃盗事件の捜査を担当する係が処理するものとする。
- 2 報償の処理経過については、捜査第三課に別記様式第3号の報償上申処理簿を備え付けて事務 処理を明らかにしておくものとする。
- 3 捜査第三課長は、警察本部長に、年度ごとに報償の事務処理について報告するものとする。

報償基準表

		報償金額				
等級	認定基準	基準額	損失に対する加 算額の率			
1級	相手方を店内に待たせておき又はその者の 行き先を確かめるなどして直ちに警察官に連 絡し,犯人逮捕などに特に顕著な功労があった 場合	10,000円	50%			
2級	当該質物等について盗品等の疑いがあると 認め, 直ちに警察官に連絡して犯人の検挙など に功労があった場合	8,000円	30%			
3級	品触れ,警察官の依頼等により当該質物等に 盗品等の疑いがあると認め,警察官に連絡して 犯人の検挙などに功労があった場合	6,000円	20%			
4級	その他犯人の検挙などに協力した場合	4,000円	10%			

(別記)

様式第1号

(第4関係)

様式第2号

(第6関係)

様式第3号

(第7関係)

Ŧi	事部捜査第三課長	様								年	月	日
71:		147									警察(課	
	ā	報	作	賞	上		盽	I $ i$	<u></u>			
協力者	住所,業別, 氏名及び年齢										(歳)
Ε	罪名	(1)	<u>強</u> 詐	盗 欺	(2) (5)	窃横	盗領	(3)	- 恐 その	唱 の他		
事	被害年月日			全	F	月		日午 後		時	分頃	Ī
件	被害場所											
の要	被害品						点	被害額				円
山口	被害者の住所, 氏名及び年齢										(歳)
	被疑者の住所, 氏名及び年齢										(歳)
	質 (買) 受 年 月 日			Ź	F	月		日午後		時	分頃	Ĩ
協	協力年月日			左	F	月		日午 後		時	分頃	Ī
力	名下指印の有無	(1)	有	(2)	無		無し	/ 理由	()	
の	質(買)受品目数量金額等	品目数量			点			<u> </u>	含額			円

状	連絡の方法	(1) 電話 (2) 口頭 (3) 出頭 (4) その他()
	 協力の動機	(1) 不審者 (2) 不正品の疑い (3) 新聞風評等 (4)	品触れ
況	100 73 °- 253 1754	(5) 盗品捜査 (6) 協力依頼 (7) その他 ()
	協力の方法	(1) その場に待たせて連絡 (2) 尾行して連絡	(3) 質
		(買)受後に連絡(4) その他()
協			
力			
の			
具			
体			
的			
内			
容			
		T	
警	受 理 状 況	(1)当直(2)捜査係(3)生安係(4)地域係(5)その他()
察	身柄の処理	(1) 現逮 (2) 緊逮 (3) 通逮 (4) 不拘束 (5) 指名手配 (6) その他()
の	身柄の処理検挙年月日) 月 日
の処		(5) 指名手配 (6) その他 (
の	検挙年月日	(5) 指名手配 (6) その他 (年 月 日 送致年月日 年	月 日
の 処 理	検挙年月日 余 罪 件 数 等	(5) 指名手配 (6) その他 (年 月 日 送致年月日 年 件	月 日
の処理	検挙年月日 余罪件数等 関係警察官	(5) 指名手配 (6) その他 (年 月 日 送致年月日 年 作 所属 階級 氏名	月 日
の処理 袋被	検挙年月日 余罪件数等 関係警察官 SE品の還付年月日 SEA力者の損失及び	(5) 指名手配 (6) その他 (年 月 日 送致年月日 年 所属 階級 氏名 年 月 日	月日
の処理 当該	検挙年月日 余罪件数等 関係警察官 SE品の還付年月日 SEA力者の損失及び	(5) 指名手配 (6) その他 (年 月 日 送致年月日 年 所属 階級 氏名 年 月 日 損失額 円 弁償額	月 日 円 円 円
の処理	検挙年月日 余罪件数等 関係警察官 SE品の還付年月日 SEA力者の損失及び	(5) 指名手配 (6) その他 (年 月 日 送致年月日 年 所属 階級 氏名 年 月 日 損失額 円 弁償額	月 日 円 円 円
の処理	検挙年月日 余罪件数等 関係警察官 SE品の還付年月日 SEA力者の損失及び	(5) 指名手配 (6) その他 (年 月 日 送致年月日 年 所属 階級 氏名 年 月 日 損失額 円 弁償額	月 日 円 円 円

注 ※ 欄は、刑事部捜査第三課において使用するので、記載しないこと。

警察署長 様

刑事部捜査第三課長

報 償 通 知 書 報償上申のあった事案について、次のとおり決定したので通知する。

月番号	被報償者	等級	報償金額		
力留力	住所	氏名	子似		
			殺		
			級		
			級		
			級		
			級		
			級		
			級		
			級		
			級		
			級		
			級		
			級		
			級		
			級		

報償上申処理簿

課長	次席	課長 補佐	係長	整理番号	上申署	上申 年月日	被報償者の住所, 業別及び氏名	報償決定 年月日	等 報償金	級
		11171-23		ш ,		1 2 4 1 7	7677200	12411	が順立	. 級
										円
										級
										円
										級
										円
										級
										円
										級
										円
										級
										円
										級
										円
										級
										円
										級
										円
										級
										円
										級
										円